

## 住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第256号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

### 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和5年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち60万5,874円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで60万5,874円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 (1) X議員は令和5年度下半期に「HP作成費」58万9,600円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- (2) 令和7年2月24日時点のX議員のHPのコンテンツには「ホーム」と「ごあいさつ」、「プロフィール」、「活動報告」やラインとX（旧・ツイッター）のリンクがあるが、「活動報告」のページはXのX議員アカウントにリンクされているだけである。また「ホーム」のページには「●●●●●● 党さいたま総支部副青年部長 党南支部副支部長」という文字と、本人の写真が3種類掲載されているだけで、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先すら掲載されておらず、何党なのか現職の議員かどうか分からない形式となっている。（第2号証）また、「ホーム」のページには、「建築・防災のエキスパート 子育て世代の代表 40歳」とあるが、「プロフィール」のページには、「1983年羽生市生まれ、39歳。」とあり、39歳か40歳か記載に混乱が見られる。（第3号証）ちなみに、公明党の公式ホームページには、「●●●● 1983年9月21日（41歳）」という記述があり、自身の政務活動費で作成した公式ホームページより、公明党の公式ホームページの方が正確な記述をしていると考えられる。
- (3) 使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、その内容を「議員活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望（※）、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作

成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。(第4号証)

(4) したがって、コンテンツが氏名・本人写真のみのX議員のHPは、市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のHP作成に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出したHP作成費58万9,600円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

2 (1) X議員は、令和5年度上半期に「機器リース」4,526円を、事務費として政務活動費から支出した。(第5号証)

また令和5年度下半期には、「機器リース」1万1,748円を、事務費として政務活動費から支出した。(第6号証)

(2) 事務費として、X議員の他の項目では「PCリース」と明記してあるように、何をリースしたか明確化することは当然である。

(3) 使途運用指針3運用の基本指針(4)説明責任には、「政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動がありますが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要があります。」と定めている。(第7号証)

(4) したがって、リースされたものが、ただ機器とあるだけで、何の機器であるか明確に示していないX議員の「機器リース」の支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から事務費として支出した機器リース1万6,274円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

3 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「市民に周知する広報活動及び市民からの要望」と表記されているが、「市民に周知する広報活動並びに市民からの要望」の誤りであると解した。

別紙事実証明書(第1号証～第7号証)は、省略

## 第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

### 第3 監査の実施

#### 1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された58万9,600円、事務費1万6,274円の計60万5,874円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

#### 2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

#### 3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

### 第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

#### 1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

##### (1) 交付対象（交付条例第2条）

###### ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

###### イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。  
会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。  
※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。  
※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。
- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。(家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針(使途運用指針「5 使途に関する指針」)

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。(一部抜粋)

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
考え方・取扱い	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。(明確に区分できない場合も按分する必要がある。)</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p>

	<p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p> <p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」(参考様式10号)を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。(交際費的な経費との区分が困難なため)</p> <p>⑨ 広報紙の発行、送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会</p>
--	---

	<p>派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>&lt;参考&gt; 平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	--

イ 事務費

内 容	政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
主 な 計上例	文具・OA 用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX 等通信費、プロバイダー料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代、コピー機等のリース料・維持管理費
考え方・取扱い	<p>① 事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 事務所で使用する電話等の通話料、FAX 回線使用料、プロバイダー料、コピー機等の機器リース料等については事務費で計上することができる。</p> <p>なお、自宅の一部を事務所としている場合や、事務所を政務活動以外の目的（後援会事務所等の兼用）で使用している場合は、それぞれの使用割合により該当する経費を按分する。</p> <p>③ 茶菓代については、政務活動費で計上できない。</p> <p>④ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載する。</p> <p>また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p>

## 2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

## 3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当

該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

広報広聴活動費に係る支出については、議員から、「令和5年度下半期に「HP作成費」58万9,600円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実であるが、請求人が第2号証、第3号証で示すホームページについては、政務活動費を支出し、作成したものではない。」との回答を受けている。

また、「58万9,600円の支出については、第2号証、第3号証とは異なる、現在公開されているホームページの作成費用の一部であり、残金については、納品後に請求されるものであり、支払い時点ではホームページは公開されていなかった。」との回答を受けている。

なお、議会局において、改めて請求書を確認し、58万9,600円の支出は、ホームページの作成費用の一部であること、残金については、納品後に請求される旨の記載があることを確認している。

これらのことから、請求人の主張は、当てはまらないものと考えている。

続いて、事務費に係る支出については、議員から、「請求人の主張のとおり、令和5年度上半期に「機器リース」4,526円を、また令和5年度下半期には、「機器リース」1万1748円を、事務費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑥に基づき、必要な書類を保管している。」との回答を受けている。

請求人の「何の機器か明確に示していない「機器リース」の支出は使途運用指針に違反している」との旨の主張については、議員への調査において、議会局が、請求書にてリース品の品名及び内訳を改めて確認していること、議員からの回答のとおり、使途運用指針の規定に基づいた取り扱いが行われていることを改めて確認していることから、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

## 第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された58万9,600円、事務費として計上された1万6,274円は、使途運用指針に違反し

て支出されたものであるとして、60万5,874円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度下半期に広報広聴活動費「HP作成費」として支出しているが、X議員のHPコンテンツには、「ホーム」と「ごあいさつ」、「プロフィール」、「活動報告」やラインとX（旧・ツイッター）のリンクがあるが、「活動報告」のページはXのX議員アカウントにリンクされているだけである。また「ホーム」のページには「●●●●●● 党さいたま総支部副青年部長 党南支部副支部長」という文字と、本人の写真が3種類掲載されているだけで、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先すら掲載されておらず、何党なのか現職の議員かどうか分からない形式となっている。

さらに、「ホーム」のページには、「建築・防災のエキスパート 子育て世代の代表 40歳」とあるが、「1983年羽生市生まれ、39歳。」とあり、39歳か40歳か記載に混乱が見られる。

ちなみに、公明党の公式ホームページには、「●●●●●● 1983年9月21日（41歳）」という記述があり、自身の政務活動費で作成した公式ホームページより、公明党の公式ホームページの方が正確な記述をしていると考えられる。

したがって、コンテンツが氏名・本人写真のみのX議員のHPは、市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のHP作成に関する支出は使途運用指針の違反であると主張している。

また、上半期と下半期に事務費「機器リース」として支出しているが、X議員の他の項目では「PCリース」と明記してあるものの、ただ、機器とあるだけで、何の機器であるか明確に示しておらず、X議員の機器リースの支出は、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐

にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

まず、X議員のホームページコンテンツは氏名・本人写真のみで、市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っていない、ホームページ作成に関する支出は使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「令和5年度下半期に「HP作成費」58万9,600円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実であるが、請求人が第2号証、第3号証で示すホームページについては、政務活動費を支出し、作成したものではない。」との回答を得ており、また、「58万9,600円の支出については、第2号証、第3号証とは異なる、現在公開されているホームページの作成費用の一部で、残金については、納品後に請求されるものであり、支払い時点ではホームページは公開されていなかった。」としている。

本件のX議員ホームページについては、請求人から提出された第2号証、第3号証のホームページに要する費用は政務活動費で作成したものではなく、令和5年度から作成したホームページに要した代金の一部58万9,600円を政務活動費として支出したものであることが確認されたことから、使途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

次に、事務費について、ただ、機器とあるだけで、何の機器である明確に示しておらず、X議員の機器リースの支出は、使途運用指針の違反であるとの主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針4共通事項（1）領収書等についての⑥に基づき、必要な書類を保管している。」との回答を得ており、また、議会局において、請求書にてリース品の品名及び内訳を改めて確認しているとしている。

使途運用指針4共通事項（1）領収書等については、「⑥領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらいます。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておきます。」と規定されており、本件については、領収書にはリースしている機器の記載がないものの、使途運用指針の規定に基づいた資料が保管されており、請求書にてリースしている機器及び内訳を確認していることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

## 第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された58万9,600円、事務費として計上された1万6,274円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあつては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

## 住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第257号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

### 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和5年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち1万4,421円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで1万4,421円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1（1）X議員は、令和5年度上半期に「書籍購入」1万2,771円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第1号証）
  - （2）しかし、この書籍購入として購入した書籍5冊の詳細は、領収書に記載がなく、補記にも何の記述もなく、その書籍が議員活動として適切なものか一切が不明である。
  - （3）使途運用指針3運用の基本指針（4）説明責任には、「政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動がありますが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要があります。」と定めている。（第2号証）
  - （4）したがって、何の書籍を購入したか何の記述もなく、その書籍が議員活動に役立つか一切の判断材料のない資料購入費の支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した書籍購入1万2,771円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 2（1）X議員は令和5年度上半期に「口座管理用トークン 発行手数料」1,650円を事務費として政務活動費から支出した。（第3号証）
  - （2）しかし、何の口座に対する管理用トークンか、またそれが議員活動にどう結び付くか一般的な市民感覚では、政務活動費としての支出に疑問を持たざるを得ない。
  - （3）使途運用指針（8）事務費には、内容として「政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費」とあり、主な計上例として「文具・OA用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX等通信費、プロバイダー

料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代等（※）、コピー機等のリース料・維持管理費」が挙げられているが、「口座管理用トークン 発行手数料」はこれら計上例のいずれにも該当しない。（第4号証）

（4）したがって、議員活動にどう結び付くか全く不明であり、使途運用指針の計上例にも、類似事項のない「口座管理用トークン 発行手数料」の事務費の支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から事務費として支出した口座管理用トークン 発行手数料1,650円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

3 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「写真現像・焼付代」と表記されているが、「写真現像・焼付け代等」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第4号証）は、省略

## 第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された1万2,771円、事務費1,650円の計1万4,421円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

### 2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

### 3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民

監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

## 第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

### 1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

#### (1) 交付対象（交付条例第2条）

##### ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

##### イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

#### (2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

##### ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

##### イ 交付対象議員

月額20万円

#### (3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

#### (4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

##### ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

##### イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の

実費に充当する。

#### ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

#### エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

#### (5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

#### ア 領収書等について

(ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

(イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。

(ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）

(エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。

(オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び

議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名））」とする。

会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名））」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(カ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
-----	---------------------------------------

<p>主  な 計上例</p>	<p>書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等</p>
<p>考え方・ 取扱い</p>	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（*参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について 参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるといふべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数につい</p>

	ても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。
--	---

イ 事務費

内 容	政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
主 な 計上例	文具・OA 用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX 等通信費、プロバイダー料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代、コピー機等のリース料・維持管理費
考え方・ 取扱い	<p>① 事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 事務所で使用する電話等の通話料、FAX 回線使用料、プロバイダー料、コピー機等の機器リース料等については事務費で計上することができる。</p> <p>なお、自宅の一部を事務所としている場合や、事務所を政務活動以外の目的（後援会事務所等の兼用）で使用している場合は、それぞれの使用割合により該当する経費を按分する。</p> <p>③ 茶菓代については、政務活動費で計上できない。</p> <p>④ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載する。</p> <p>また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p>

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

### 3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまでに以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

資料購入費に係る支出については、議員から、「令和5年度上半期に「書籍購入」1万2,771円を、資料購入費として政務活動費から支出したことは事実である。また、使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費④を踏まえ、購入した書籍の書籍名等が分かる書類を整備し

ている」との回答を受けている。

請求人の「何の書籍を購入したかの記述がなく、その書籍が議員活動に役立つか一切の判断材料のない資料購入費の支出は使途運用指針に違反している」との旨の主張については、議員への調査において、議会局が、請求書及び書籍等購入記録票において、購入した書籍名や調査研究の内容を改めて確認していること、議員からの回答のとおり、使途運用指針の規定に基づく書類が整備されていることを改めて確認していることから、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

続いて、事務費に係る支出については、議員から「令和5年度上半期に「口座管理用トークン発行手数料」1,650円を事務費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、政務活動費を計上した理由は、「政務活動費専用口座にて振込等の手続きを行うために必要な経費であるためである。なお、金融機関から無償での対応はできないとの説明があった。」との回答を受けている。

続いて、請求人の「口座管理用トークン発行手数料について、議員活動にどう結び付くか全く不明であり、使途運用指針（8）事務費の計上例にも類似事例がないため、使途運用指針に違反している」との旨の主張については、議員の回答及び、請求人が主張する、使途運用指針の事務費の計上例については、計上に当たっての参考として、主な計上例を記載したものに過ぎないことを踏まえると、一概に使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

#### 4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

トークンの購入について、政務活動用の口座で必要とのことだが、他の議員は誰もトークンでお金を使っていない。

なぜX議員の口座だけトークンが必要なのか。合理的に説明できないのではないか。政務活動費をもらっている議員は政務活動費用の受取口座を全員作っているはずだが、X議員だけトークンが必要であるという点は、合理性がないと思う。

## 第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、資料購入費として計上された1万2,771円及び事務費として計上された1,650円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、1万4,421円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が書籍購入として購入した書籍5冊の詳細は、領収書に記載がなく、補記にも何の記述もなく、その書籍が議員活動として適切なものか一切不明であるとし、使途運用指針3運用の基本指針(4)説明責任には、「政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動がありますが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動の使途に関して、透明性を確保する必要があります。」と定めており、何の書籍を購入したのか何の記述もなく、その書籍が議員活動に役立つか一切の判断材料のない資料購入費の支出は使途運用指針の違反であると主張している。

また、口座管理用トークンについては、何の口座に対する管理用トークンか、またそれが、議員活動にどう結び付くか一般的な市民感覚では、政務活動費としての支出に疑問を持たざるを得ないとし、使途運用指針(8)事務費には、内容として「政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費」とあり、主な計上例として「文具・OA用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX等通信費、プロバイダ料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付け代等、コピー機等のリース料・維持管理費」が挙げられているが、「口座管理用トークン発行手数料」はこれら計上例のいずれにも該当しない。

よって、議員活動にどう結び付くか全く不明であり、使途運用指針の計上例にも、類似事項のない口座管理用トークン発行手数料の事務費の支出は使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最

高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

まず、資料購入費について、何の書籍を購入したのか何の記述もなく、その書籍が議員活動に役立つか一切の判断材料のない資料購入費の支出は使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「購入した書籍の書籍名等が分かる書類を整備している」との回答を得ており、また、議会局において、請求書及び書籍等購入記録票において、購入した書籍名や調査研究の内容を改めて確認している。

使途運用指針4共通事項領収書等において、「⑥領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらいます。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておきます。」と規定されており、本件については、領収書には購入した品名の記載がないものの、別紙として請求書及び書籍等購入記録票が保管されており、購入した書籍名や調査研究の内容を確認していることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

次に、事務費について、何の口座に対する管理用トークンか、またそれが、議員活動にどう結び付くか一般的な市民感覚では、政務活動費としての支出に疑問を持たざるを得ない。議員活動にどう結び付くか全く不明であり、使途運用指針の計上例にも、類似事項のない口座管理用トークン発行手数料の事務費の支出は使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、X議員から「政務活動費専用口座にて振込等の手続きを行うために必要な経費であるためである。なお、金融機関から無償での対応はできないとの説明があった。」との回答を得ており、使途運用指針5(8)事務所費の主な計上例においては、計上に当たっての一例としてあくまでも参考であり、口座管理用トークンについては、政務活動費専用口座にて振込等の手続きを行うために必要なワンタイムパスワードを生成する専用機器であることから、その経費を支出することが、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

## 第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された1万2,771円及び事務費として計上された1,650円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結

果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その用途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての用途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、用途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から用途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その用途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

## 住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第258号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

### 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和5年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち5万6,540円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで5万6,540円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年度上半期に「HPサーバ管理」2万5,080円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）  
また令和5年下半期には、「HPサーバ管理」3万1,350円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 2 X議員のHPのコンテンツのうちトップページに掲載している「●●●●●●の提言 さいたま市の未来のために！」に掲載されたYouTubeの動画はいずれも2023年3月30日にアップされたものである。（第3号証）（第4号証）（第5号証）  
また、「3期12年の実績レポート」（第6号証）は、2022年1月発行の「市政レポート vol.47」が最新のコンテンツであり、これ以降HPは更新されていない。
- 3 また、「サポーター募集」のページ（第7号証）も含めて、いずれのページにも住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先は掲載されていない。
- 4 使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望（※2）、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。（第8号証）
- 5 したがって、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もないX議員のHPは、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は使途運用指針

の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出した「HPサーバ管理」5万6,540円（※1）をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※1 請求書上、「5万6,430円」と表記されているが、「5万6,540円」の誤りであると解した。

※2 請求書上、「市民に周知する広報活動及び市民からの要望」と表記されているが、「市民に周知する広報活動並びに市民からの要望」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第8号証）は、省略

## 第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された5万6,540円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

### 2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

### 3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

## 第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

## 1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

### (1) 交付対象（交付条例第2条）

#### ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

#### イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

### (2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

#### ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

#### イ 交付対象議員

月額20万円

### (3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

### (4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

#### ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

#### イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

#### ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按

分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に  
応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

#### エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し  
収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、  
いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保す  
る必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出  
すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられて  
おり、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写  
しをインターネットにおいて公開する。

#### (5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

#### ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提  
出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様  
式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領  
収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書  
等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書  
等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び  
議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。  
会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名  
及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらおう。領収書  
の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

- (カ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

- (6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金

<p>考え方・ 取扱い</p>	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p> <p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留</p>
---------------------	--

	<p>保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）</p> <p>⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらおう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>&lt;参考&gt; 平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	---

## 2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

## 3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があります。

ることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまでに以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

議員への調査においては、「請求人の主張する金額を広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けている。

続いて、ホームページに係る広報広聴活動費について、使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないところである。

使途運用指針の規定や議員への調査の結果を踏まえると、一概に使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

#### 4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

ホームページの作成、維持管理費について、このホームページがきっかけで市民相談につながっているという説明があった。しかし、広報広聴機能であるにも関わらず、住所や電話番号、メールアドレスを一切記載していなかった。

これをきっかけに相談を受けるとのことだが、どうやって相談を受けるのか、役に立っていないのではないかと。広報広聴機能の部分が果たされていないと思う。

更新頻度に関して、特に規定がないから構わないと言っていたが、令和5年度中に1回も更新がなければ、令和5年度の政務活動費を使うのはおかしいだろう。

## 第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された5万6,540円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、5万6,540円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に広報広聴活動費「HPサーバ管理」として支出しているが、X議員のHPコンテンツのうちトップページに掲載している「●●●●●●の提言 さいたま市の未来のために！」に掲載されたYouTubeの動画はいずれも2023年3月30日にアップされたものであり、また、「3期12年の実績レポート」は、2022年1月発行の「市政レポート vol. 47」が最新のコンテンツであり、これ以降HPは更新されていない。

また、「サポーター募集」のページも含めて、いずれのページにも住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先が掲載されていない。使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを

「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。

よって、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もないX議員のHPは、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動を行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員のホームページは、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もなく、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っていない広報広聴活動費の支出は、使途運用指針に違反しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けており、ホームページに係る広報広聴活動費についての、

使途運用指針の規定については、使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないとしている。

本件は、前述に記載したとおり、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」ことから、請求人が証拠書類として提出したホームページに関しての政務活動費としての支出可否は、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は議員の判断に委ねられると考えられる。

ホームページが開設されている以上、市民への情報提供などを掲載することは、即座に行える状態であり、掲載時期や掲載項目については、各議員の裁量と考えられる。

また、上記関係職員からの陳述のとおり、使途運用指針では、ホームページに掲載すべき項目や更新の頻度等は規定されていない。

これらのことから、ホームページが開設されている以上、掲載時期や掲載項目をもって直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

## 第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された5万6,540円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為

に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

## 住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第259号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

### 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち88万円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで88万円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に給与40万円を人件費として政務活動費から支出した。  
（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に給与48万円を人件費として政務活動費から支出した。  
（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして  
<備考（※）>  
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。  
（行政機関）  
雇用保険…ハローワーク  
労災保険…労働基準監督署  
最低賃金…労働基準監督署  
源泉徴収…税務署  
個人情報の保護…個人情報保護委員会  
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、労働保険料を支出しているものの、源泉徴収は支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計88万円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

## 第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された88万円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

### 2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

### 3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

## 第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

### 1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作

権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみな

し、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

## 2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

### (1) 交付対象（交付条例第2条）

#### ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

#### イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

### (2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

#### ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

#### イ 交付対象議員

月額20万円

### (3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

### (4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

#### ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

#### イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

#### ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動

の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

#### エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

#### (5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

#### (6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

#### ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・取扱い	① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。

	<p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p>&lt;備考&gt;  法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。  （行政機関）  雇用保険…ハローワーク  労災保険…労働基準監督署  最低賃金…労働基準監督署  源泉徴収…税務署  個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	--

## 2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

## 3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、源泉所得税を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針(4)人件費の考え方・取扱い

②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉所得税が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

## 第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された88万円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、88万円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料は支出しているものの、源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、さいたま市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉所得税が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認している。

また、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、「備考」の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

## 第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された88万円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

## 住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第260号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

### 第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち31万5,568円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで31万5,568円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に「ホームページ運営費」13万8,688円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）  
また令和5年度下半期には、「ホームページ運営費」17万6,880円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 2 X議員のHPのコンテンツのうち「最新情報」（第3号証）と「活動報告」（第4号証）は、2023年2月10日付の「小児のオンライン診療促進など訴え 保健福祉委議案外質問」が最新のコンテンツである。また「お知らせ」（第5号証）は2021年6月3日付の「65～74歳の方のワクチン接種券を発送しました」が最新の内容であり、「●●ジャーナル」（第6号証）は2022年12月19日付の●●ジャーナルvol.13が「私の議会報「●●ジャーナル」最新号が好評配付中です。」として掲載されている。
- 3 「議会動画」としてさいたま市議会HPのX議員の一般質問の動画にリンクを貼っているが、これはX議員が運営しているHPではない。X議員のHPに表示されるアーカイブ（第7号証）は2023年2月が最後であり、これ以降HPは更新されていない。
- 4 また、いずれのページにも住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先は掲載されていない。
- 5 使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望（※）、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。（第8号証）

- 6 したがって、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もないX議員のHPは、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出したホームページ運営費31万5,568円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 7 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「市民に周知する広報活動及び市民からの要望」と表記されているが、「市民に周知する広報活動並びに市民からの要望」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第8号証）は、省略

## 第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された31万5,568円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

### 2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

### 3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

## 第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

### 1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

#### (1) 交付対象（交付条例第2条）

##### ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

##### イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

#### (2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

##### ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

##### イ 交付対象議員

月額20万円

#### (3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

#### (4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

##### ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

##### イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

##### ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の

活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

#### エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

#### (5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

#### ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。  
会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) A T M（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各用途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(カ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 用途に関する指針（用途運用指針「5 用途に関する指針」）

ここでは、具体的な用途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金

<p>考え方・ 取扱い</p>	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p> <p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作</p>
---------------------	--

	<p>成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）</p> <p>⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、党派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	---

## 2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

## 3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

議員への調査においては、「請求人の主張する金額を広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けている。

続いて、ホームページに係る広報広聴活動費について、使途運用指針5使途に関する指針

(3) 広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないところである。

使途運用指針の規定や議員への調査の結果を踏まえると、一概に使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

#### 4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

ホームページの作成、維持管理費について、このホームページがきっかけで市民相談につながっているという説明があった。しかし、広報広聴機能であるにも関わらず、住所や電話番号、メールアドレスを一切記載していなかった。

これをきっかけに相談を受けるとのことだが、どうやって相談を受けるとか、役に立っていないのではないかと。広報広聴機能の部分が果たされていないと思う。

更新頻度に関して、特に規定がないから構わないと言っていたが、令和5年度中に1回も更新がなければ、令和5年度の政務活動費を使うのはおかしいだろう。

## 第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された31万5,568円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、31万5,568円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に広報広聴活動費「ホームページ運営費」として支出しているが、X議員のHPコンテンツのうち「最新情報」と「活動報告」は、2023年2月10日付の「小児のオンライン診療促進など訴え 保健福祉委議案外質問」が最新のコンテンツである。また「お知らせ」は2021年6月3日付の「65～74歳の方のワクチン接種券を発送しました」が最新の内容であり、「●●ジャーナル」は2022年12月19日付の●●ジャーナルvol.13が

「私の議会報「●●ジャーナル」最新号が好評配付中です。」として掲載されている。さいたま市議会HPのX議員の一般質問の動画にリンクを貼っているが、これはX議員が運営しているHPではない。X議員のHPに表示されるアーカイブは2023年2月が最後であり、これ以降HPは更新されていない。

いずれのページにも住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先が掲載されていない。政務活動費の運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。

よって、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もないX議員のHPは、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動を行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途とし

て適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員のホームページは、令和5年4月の改選以降にコンテンツがまったく更新されておらず、連絡先の記載もなく、今任期中に市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っていない広報広聴活動費の支出は、使途運用指針に違反しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との回答を受けており、ホームページに係る広報広聴活動費についての、使途運用指針の規定については、使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないとしている。

本件は、前述に記載したとおり、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」ことから、請求人が証拠書類として提出したホームページに関する政務活動費としての支出の可否は、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は議員の判断に委ねられると考えられる。

ホームページが開設されている以上、市民への情報提供などを掲載することは、即座に行える状態であり、掲載時期や掲載項目については、各議員の裁量と考えられる。

また、上記関係職員からの陳述のとおり、使途運用指針では、ホームページに掲載すべき項目や更新の頻度等は規定されていない。

これらのことから、ホームページが開設されている以上、掲載時期や掲載項目をもって直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

## 第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された31万5,568円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に

説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。